

## 令和6年度の宿泊及び会食補助事業の内容について

**\* 令和6年度より「宿泊の補助額」、「宿泊及び会食の補助回数」が変わります。**

(宿泊及び会食補助事業について、任意継続組合員は対象外です。)

### (1) 宿泊利用補助 (アウィーナ大阪、花のいえ、その他対象施設)

<b>対象者</b>	組合員及び被扶養者 (小学生以上)
<b>補助額(*)</b>	組合員、被扶養者一律 <b>1人1泊 6,000(税抜)円以上の場合、3,000円を補助</b> <b>1人1泊 4,000(税抜)円以上の場合、2,000円を補助</b>
<b>補助回数(*)</b>	<b>1年度内で 12枚(回)【3,000円、2,000円の補助券あわせて 12枚】</b> ○組合員、被扶養者あわせて上記枚数まで
<b>利用方法</b>	組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ利用者分の組合員証 (被扶養者証) を提示のうえ、補助券を提出

### (2) 会食利用補助 (アウィーナ大阪、花のいえ)

<b>対象者</b>	組合員及び3親等以内の親族 <b>※組合員又は被扶養者を必ず伴う会食</b>
<b>補助額</b>	1人 5,000(税込)円以上の会食利用の場合、1人につき 2,000円を補助
<b>補助回数(*)</b>	<b>1年度内で、組合員 1人につき 12人分補助</b> ○補助券は組合員 1人につき、12枚まで出力可能
<b>利用方法</b>	組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出

**注意** 令和6年度にご利用予定の補助券は、令和6年4月1日以降に発券してください!!